

新旧対照表

変更前	変更後
<p>大麻取締法は、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とするものと解されており、大麻の不正取引や不正使用を防ぐため大麻を取り扱う者について免許制を採用し、免許を付与するに当たり、同法の目的に反しない者かどうかを判断した上で知事の免許を与えるものである。</p> <p>(医薬麻第35号平成11年1月14日付け厚生省医薬安全局麻薬課長通知)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>大麻研究者とは、大麻に関して相当の知識を持ち、医学薬学、化学、農学その他の学術研究又は試験検査の業務に従事する者であって、かつ研究上、大麻の使用が特に必要と認められる者をいう。</p> <p><u>また、研究目的、内容、栽培方法(栽培する大麻草の管理、処理方法を含む。)及び大麻の使用方法等が、学術研究上又は試験検査上の見地から妥当なものであり、かつ、個人の趣向を満たすための吸食等をする者でないことが必要である。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>I. 構造設備</b> 変更がないため略</p> <p><b>III. 申請書及び添付書類</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ~3. 変更がないため略</li> <li>4. <b>研究目論書</b>(研究目的、種子の入手先、品種、THC含有量、研究器具等の一覧表)</li> <li>5. 変更がないため略</li> <li>6. 大麻の保管設備の立体図(寸法、重量、材質、施錠、固定状況等を明示)</li> </ol>	<p>大麻取締法は、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とするものと解されており、大麻の不正取引や不正使用を防ぐため大麻を取り扱う者について免許制を採用し、免許を付与するに当たり、同法の目的に反しない者かどうかを判断した上で知事の免許を与えるものである。</p> <p>(医薬麻第35号平成11年1月14日付け厚生省医薬安全局麻薬課長通知より)</p> <p><b>I. 大麻研究者の免許を与える要件</b></p> <p><u>次の(1)~(6)の全てを満たす者に免許を与えることができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>個人の趣向を満たすための吸食等をする者でないこと</u></li> <li>(2) <u>国及び地方公共団体が設置する機関並びに独立行政法人通則法、国立大学法人法及び地方独立行政法人法に基づき設置された機関、学校教育法第1条に規定する大学においてその施設の業務に従事する者</u></li> <li>(3) <u>大麻に関して相当の知識を持ち、医学、薬学、化学、農学等の学術研究又は試験検査の業務に従事する者であって、かつ研究上、大麻の使用が特に必要と認められる者</u></li> <li>(4) <u>研究目的、内容、栽培方法(栽培する大麻草の管理、処理方法を含む。)及び大麻の使用方法等が、学術研究上又は試験検査上の見地から妥当なものである者</u></li> <li>(5) <u>上記(2)に規定する施設の長が申請者の研究内容に同意していること</u></li> <li>(6) <u>大麻研究者が大麻を栽培する場合は、大麻栽培者の審査基準にも適合すること。</u></li> </ol> <p><b>II. 構造設備</b> 略</p> <p><b>III. 申請書及び添付書類</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ~3. 略</li> <li>4. <b>研究計画書</b>(研究目的、種子の入手先、品種、THC含有量、研究器具等の一覧表)</li> <li>5. 略</li> <li>6. <u>大麻の保管設備の写真(寸法、重量、材質、施錠及び固定が確認できるもの)又は立体図(寸法、重量、材質、施錠、固定状況等を明示)</u></li> </ol>

7. ～8. 変更がないため略

大麻栽培者とは、大麻の栽培に社会的な有用性が認められ、かつ、大麻の栽培に合理的な必要性がある場合であって、次に掲げる者をいう。

なお、「社会的な有用性」とは大麻草の成熟した茎、種子及びそれらの加工品を伝統的祭事に使用すること、麻布製品の原材料として使用することなどをいう。

また、「合理的な必要性」とは大麻草の成熟した茎、種子及びそれらの加工品でなくてはならない又はそれらの代替えをする適当なものが各種の事由によりない場合をいう。

(1) ～(4)は変更がないため略

**I. 栽培地及び保管設備**

変更がないため略

**II. 申請書及び添付書類**

1. ～7. は変更がないため略

8. 繊維、種子以外の物の処理方法

7. ～8. 略

大麻栽培者とは、大麻の栽培に社会的な有用性が認められ、かつ、大麻の栽培に合理的な必要性がある場合であって、次に掲げる者をいう。

なお、「社会的な有用性」とは大麻草の成熟した茎、種子及びそれらの加工品を申請時に本府内で承継されている伝統的祭事に使用することをいう。

また、「合理的な必要性」とは大麻草の成熟した茎、種子及びそれらの加工品でなくてはならない又はそれらの代替えをする適当なものが各種の事由によりない場合をいう。

**I. 大麻栽培者の免許を与える要件**

次の(1)～(5)の全てを満たす者に免許を与えることが出来る。

(1) ～(4)略

(5) 繊維、種子以外の大麻の廃棄処分を、盗取等される恐れのない方法で行うことが出来る者

**II. 栽培地及び保管設備**

略

**III 申請書及び添付書類**

1. ～7. 略

8. 大麻の保管設備の写真(寸法、重量、材質、施錠及び固定が確認できるもの)又は立体図(寸法、重量、材質、施錠、固定状況等を明示)

9. 繊維、種子以外の物の処理方法

10. 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

11. 自己所有地以外で栽培する場合、栽培予定地所有者の同意書